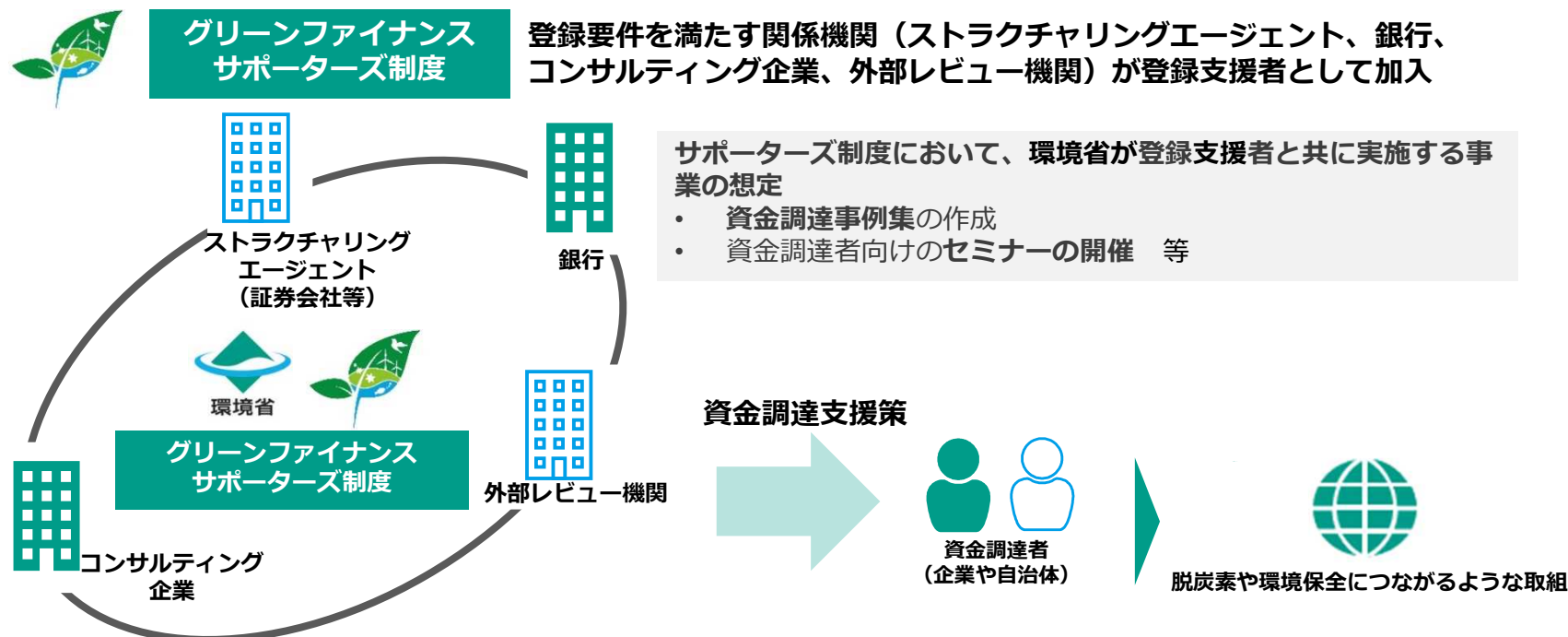


グリーンファイナンスサポーターズ制度

- ◆ 我が国におけるグリーンボンド等による資金調達支援体制の充実・強化を通じて、自律的な資金調達の機運を側面から醸成することを目的とした、グリーンボンド等により資金調達する際の支援を行う者（資金調達支援者）に対する登録公表制度*
- *本制度で登録された資金調達支援者を登録支援者と呼ぶ
- ◆ 本制度において登録を受けた登録支援者は、別途環境省で実施する「グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（脱炭素関連部門及び環境保全対策関連部門）」（補助金制度）における補助の対象
- ◆ 登録支援者の協力のもと、環境省においてグリーンファイナンスに関するセミナーの開催や事例集の作成等の支援策を実施する予定
- ◆ 本制度の支援策を通じて得られた知見や市場発展に関する課題については、環境省のグリーンファイナンス市場に関する有識者会議（グリーンファイナンスに関する検討会及びグリーンリストに関するワーキンググループ）へ共有予定



(参考) グリーンファイナンスサポーターズ制度 登録要件

グリーンファイナンスサポーターズ制度は、グリーンボンド等により資金調達する際の支援（外部レビューの付与、グリーンボンド等コンサルティングの実施等）を行う者を登録する制度。

なお、**本制度のコンサル部門・外部レビュー部門への事前登録は、グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業の補助金申請において必須。**
また、登録支援者には、資金調達事例集の作成に当たっての協力や、資金調達者向けのセミナーへの登壇等を依頼する可能性がある。

登録要件			
令和7年度改訂のポイント	原則として、令和6年度グリーンファイナンスサポーターズ制度の要件を踏襲。		
共通基準	経営の安定性 - 業務継続のための収益性を有すること。 - 安定した財務基盤を有していること。 コンプライアンス体制 - コンプライアンスに係る専門部署を設置していること。 - 罰金刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではないこと。 - 反社会的勢力でないこと。 - 顧客の情報の保護に関して方針や体制等を定めており公表または顧客に提供していること。 実施体制 - 全体で3名以上かつ構成員にグリーンボンド等に関する専門的知見を有する者が1名以上いること。 - 各従事者が十分な時間的余裕を持って当該業務に従事する体制が確保されていること。 グリーンボンド等に係る知見・取組 - 関連する市場やガイドライン最新版に関する知見を有すること。 - 我が国におけるグリーンボンド等の普及促進を行う旨を表明していること。 - グリーンボンド等の資金調達支援業務の概要を公表している又はその見込みであること。 環境配慮経営等の取組 - 環境配慮経営等への取組を積極的に行っていること。		
部門別基準	ストラクチャリング部門（銀行・証券） 資金調達支援等の実績等	コンサルティング部門 - グリーンボンド等コンサルティングの能力・知見 - 発行支援業務等の実績 - 経費目安の合理性 等	外部レビュー部門 - ガイドライン適合性確認の能力・知見及び組織体制の整備 - 資金調達支援業務等の実績 - 経費目安の合理性 - 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」への賛同。読み手への遵守状況等の説明。 - 品質確保を行うための基本手続きの整備、専門的能力を育成するための体制の整備等